

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

男女共同参画社会の実現の重要性を認識し、計画において掲げた目標や施策を着実に推進するため、次のように全庁的な推進体制を整備し、総合的な取組みを推進します。

- ① 上山市男女共同参画推進本部を立ち上げ、市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点を取り入れるなど、男女共同参画計画の理念に沿ったまちづくりに各課が主体的に取り組み、かつ庁内の各課や各施設などとの連携を密にしながら、総合的に実施できるように、推進本部としての機能発揮を図ります。
- ② 計画の実効性を高めるために、各施策を進める職員一人ひとりの男女共同参画意識をさらに醸成する研修機会等の充実に努めます。
- ③ 市民の模範・事業者のモデル職場となるように、男女共同参画の視点に基づいた環境整備の取組みを市が率先して行い、その成果等について公表します。
- ④ 男女共同参画計画における職場環境づくりの取組みや計画を総合的かつ計画的に行うために、各課に「男女共同参画職場推進員」を配置し、推進員が各課での男女共同参画を推進する施策を積極的に進める役割を担い、計画の全庁的な推進を図ります。

(2) 国・県への働きかけ

男女共同参画に関する各種施策の推進については、市や市民の取組みだけでは限界があることから、国や県への働きかけを積極的に行うとともに、連携を強化します。

(3) 男女共同参画都市宣言の検討

計画を推進する中で、市民の合意形成を経たうえで宣言都市の検討を行います。

2. 計画の進行管理

本市における男女共同参画に関する取組みや事業については、年度ごとに計画の推進状況を公表し、目標の実現に向けた取組みをより実効性のあるものとするため、「ふりかえり」の作業を行います。さらに、その結果を情報提供することにより、取組み促進の共有化を図り、着実に進めていきます。

3. 協働による計画の推進

目標の実現には、市民・家庭・地域・事業者・団体等との連携を強化・協力し合う協働による取組みを進めていくことが求められます。

男女共同参画に関する意識が、市民一人ひとり・各事業所の中に浸透していくよう、本市の現状等に関する情報提供を充実し、意識の啓発に努めます。

さらに、市民・家庭・地域・事業者・団体等の声が反映された施策を展開することができるように、男女共同参画推進協議会の設置を検討します。

